

令和5年12月
千早赤阪村議会総務民生常任委員会
会議録

開会 令和5年12月7日

閉会 令和5年12月7日

千早赤阪村議会

令和5年12月総務民生常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和5年12月7日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

副委員長	藤 浦 稔	委員	服 部 幸 令
委員	千 福 清 英	委員	田 村 陽
委員	井 上 浩 一		

4. 欠席委員

委員長 徳 丸 初 美

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	南 本 斎	危機管理課長	菊 井 秀 行
副 村 長	稲 山 喜与一	総 務 課 長	酒 見 健 司
村政戦略部長	中 野 光 二	住 民 課 長	森 田 洋 文
総 務 部 長	赤 阪 秀 樹	福 祉 課 長	山 谷 光 代
健康福祉部長	池 西 昌 夫	健 康 課 長	仲 谷 聡 子
秘書企画課長	日 谷 順 彦		

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	石 橋 成 元
--------	---------	---------	---------

午後１時２７分 開会

○藤浦副委員長 皆さんご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は５名です。定足数に達していますので、総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は、条例案１件、補正予算３件、その他１件の計５件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略をします。

審議は１議案ごとに担当者より説明していただき、採決を行います。

それでは、順次議題とします。

議案第６５号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 それでは、議案第６５号千早赤阪村国民健康保険条例の改正につきましてご説明いたします。

本議案は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険被保険者の産前産後期間の保険料免除制度が令和６年１月１日から施行されることから、千早赤阪村国民健康保険条例において保険料の減額措置等を講じるため、改正を行うものでございます。

新旧対照表の１ページをお願いいたします。

条例第１１条の３から、７ページまでの第２２条の３まででございますけれども、この改正につきましては、今回の産前産後期間の保険料免除制度創設に伴う引用条文の追加や国民健康保険法同施行令、地方税法の改正に伴う引用条文の規定整備などに伴う改正でございます。

７ページの下段をお願いします。

出産被保険者の保険料の減額について、第２２条の４を追加するものでございます。

まず、第１項では、当該年度において世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の基礎賦課額から、第１号の規定でございますけれども、所得割の保険料に１２分の１を乗じて得た額、８ページをお願いします、出産被保険者の出産の予定日あるいは出産の日の属する月の前月、多胎妊娠の場合は３か月前から出産予定月の翌々月までの期間の月数を乗じて得た額を減額する規定でございます。具体的には、単体出産で４か月分、多胎出産は６か月分の減額となります。

次の第２号は、被保険者均等割額について、同様に産前産後期間分の減額を準用する規定等でございます。

次の第2項から第4項の規定は、端数処理の準用や読替規定、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の減額についての準用、読替規定を定めるものでございます。

次の9ページ、第5項から、10ページまでの第8項は、低所得者の保険料について、同様に出産被保険者の保険料の減額についての規定、準用、読替規定を定めるものでございます。

10ページ、次に出産被保険者に関する届出として、第27条の3を追加するものでございます。

第1項は届け書の記載内容、第2項は添付書類、第3項は届出は出産の予定日前、6か月前から行えること、第4項は職権で免除できる規定を定めるものでございます。

11ページをお願いします。附則でございます。

施行期日として、第1項では令和6年1月1日から施行すること、経過措置として、第2項では条例第22条の4の規定は、令和5年度の保険料のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の保険料について準用し、令和5年度分の保険料のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○藤浦副委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

なかなかちょっとイメージが湧きにくいので、モデルケースで、今回出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの減額ということなんですけど、大体モデルケースでどれぐらい減額されるのか教えていただけますでしょうか。

○藤浦副委員長 森田課長。

○森田住民課長 具体的に申し上げますと、例えば11月に出産をされた方がおられた、この施行日が1月1日でございますので、お一人生まれたと想定して、前の2か月分はまだ条例施行前でございますので対象にはなりません。残り2か月分で、12月分と1月分が対象になりますが、条例施行の令和6年1月1日以降、いわゆる1月分の保険料が免除されるということになります。

以上でございます。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 大体金額はどれぐらいになりますか。

○藤浦副委員長 森田課長。

○森田住民課長 被保険者の方様々でございまして、所得のある方、ない方もおられまして一概には申し上げられませんが、今定例会でもご提案をさせていただいております補正予算のほうで1人当たり1万円程度、今年度につきましては1万円程度の想定とさせていただきます。

以上でございます。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 要は、この期間、4か月ですか、4か月トータルで1万円ぐらいの減額になるということですね、大体モデルケースで、大丈夫です。分かりました。

あと、これもしこの適用を受けるには先ほど届出がという話がありましたけれども、逆に言うと、あの届出を出さないとこの適用を受けることはできないということになります。

○藤浦副委員長 森田課長。

○森田住民課長 第27条の3の第4項でございすけれども、ここで出産被保険者の方の届出の免除の規定も記載をさせていただいております、省略することができるということとさせていただきます。

具体には、国民健康保険の場合、出生届を出す、私どもの課がやっておりますので、届出を出された時点ですぐさま対象になるということで分かりますので、現実的には漏れるということはありませんかと思えます。

ただ、6か月前から申請することができますので、生まれるまでの部分については本人さんへの周知ということで、1月号でも広報に掲載を予定しておりますけれども、十分周知の上、届出の漏れがないように対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。なかなかやっぱり皆さん広報をしっかりと読んでいただくとありがたいんですけど、特に若い方やとそうでもないのかなとも思いますので、できるだけ漏れのないように課のほうでしていただけたらなと思います。

以上です。

○藤浦副委員長 ほかに質疑はありませんか。

千福委員。

○千福委員 今の質問のほう、出産関係の、本人さんが働いておられる方の減額措置の件だったと思います。この説明の前に、7ページの中段に未就学児の被保険者均等割額の減額ちゅう項目があります。これ法改正されての部分だと思います。従前の部分は、右側に

記載されて、アンダーラインのところなんです、保険料額から当該保険料額にそれぞれ 10分の5を乗じて得た額、新しく改正は当該保険料率に変わってるんですが、この辺の変化、ちょっとどのような形になってるか教えていただけたらと思います。

○藤浦副委員長 森田課長。

○森田住民課長 今回改正させていただいております産前産後の被保険者の減額を規定する上で、条文上、額を率に統一するというので今回改正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○藤浦副委員長 千福委員。

○千福委員 この額が率に変更になったということだけで、ちょっと実質従前が幾ら幾らの保険料額から、この率、その辺の絡みがちょっと理解できないんでね。

ただ、呼び方が変わっただけであって、その負担額云々については全然変化ないということですか。

○藤浦副委員長 森田課長。

○森田住民課長 基本的に額には変更ございませんで、額を率に統一するというので今回改正させていただいております。

以上です。

○藤浦副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○藤浦副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○藤浦副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤浦副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案件の総務民生常任委員会所管分について説明を求めます。

酒見総務課長。

○酒見総務課長 議案第66号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）、総務民生常任委員会所管分についてご説明させていただきます。

それでは、まず4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

自動火災報知設備受信機改修工事を追加するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

第4表地方債補正でございます。

追加となる地方債は、教育施設災害復旧事業でございます。廃止となる地方債は、事業費の減額に伴うはしご車購入事業及び指令センター広域化改修事業でございます。

次に、16ページをご覧ください。

歳出でございますが、各科目の職員人件費、会計年度任用職員人件費の補正につきましては、職員採用に係る人件費及び時間外手当等並びに共済費の補正ですので、説明を省略させていただきます。

人事管理費は、特定記録郵便を使用するための通信運搬費の増額でございます。

秘書一般事務費は、自動車借り上げ料から駐車料への歳出更正でございます。

総務事務費は、新庁舎完成に伴う来庁者用駐車場借り上げ代の減額でございます。

庁舎維持管理費は、トイレトペーパーなどの消耗品費の増額でございます。

その他財産維持管理費は、楠公像説明看板作成に係る消耗品費などの補正及び旧千早小学校体育館消防用設備改修に係る修繕費並びに小吹台みどり公園の樹木伐採等委託料の増額でございます。

政策推進費は、イベントなどの催事の際に着用するPRジャンパーの購入に係る被服費の補正でございます。

住民情報系住民処理事務費は、氏名の振り仮名法制化に伴う住民基本台帳システム改修委託料及び戸籍情報システム改修委託料の補正でございます。

賦課徴収事務費は、徴収業務に係る駐車料の増額でございます。

18ページをご覧ください。

選挙事務費は、令和5年4月9日執行、大阪府議会議員選挙執行経費交付金返還金の補正でございます。

身障更生医療関係事業費は、更生医療の審査件数が増えたことによる手数料の増額でございます。

障害福祉関係事業費は、令和 6 年度報酬改定に伴う障がい福祉システム改修委託料の補正でございます。

介護訓練等給付事業費は、利用者数が増えたことによる障害福祉サービス等費用の増額でございます。

障害児施設措置等事業費は、利用件数が増えたことによる施設通所支援給付費及び障害児相談支援給付費並びに支払い事務手数料の増額でございます。

国民健康保険特別会計事業勘定の繰出金は、国民健康保険特別会計の財源更正に伴う繰出金の増額でございます。

介護保険総務費は、令和 6 年度介護保険報酬改定に伴う介護保険システム改修委託料の補正でございます。

介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計の予算計上に伴う繰出金の増額でございます。

未熟児療育医療給付事業費は、令和 4 年度未熟児療育医療費等国庫負担金返還金の補正でございます。

20 ページをご覧ください。

児童福祉関係事業費は、保健センター家庭支援センター開設改良工事請負費の増額でございます。

児童手当支給事業費は、令和 4 年度児童手当国庫負担金返還金の補正でございます。

予防接種事業費は、令和 4 年度感染症予防費等国庫負担金返還金の補正でございます。

母子保健事業費は、令和 4 年度母子保健衛生費国庫補助金返還金の補正でございます。

新型コロナワクチン接種事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金返還金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金返還金の補正でございます。

22 ページをご覧ください。

下水道事業特別会計繰出金は、下水道事業特別会計の予算計上に伴う繰出金の増額でございます。

広域消防事業費は、消防分署のトイレ修理に係る修繕費及び令和 4 年度消防事務委託の増額、はしご車購入費負担金及び指令センター広域化改修費負担金の減額でございます。

消防団事業費は、分団員 1 名の退職に伴う慰労金の増額でございます。

次に、12 ページをご覧ください。

歳入でございます。

総務使用料は、庁舎内の自動販売機の設置による行政財産使用料でございます。

民生費国庫負担金及び民生費府負担金は、障害児施設措置等事業費の増額により、障害

児施設措置費負担金を増額し、介護訓練等給付費の増額により、障害福祉サービス等負担金を増額し、また産前産後保険料負担金を補正するものでございます。

総務費国庫補助金は、住民記録システム改修費補助金でございます。

民生費国庫補助金は、障がい者総合支援事業費補助金及び介護保険事業費補助金でございます。

同じく、民生費国庫補助金及び民生費府補助金の安心子ども基金特別対策事業費補助金は、国、府の補助率の変更に伴う増減でございます。

不動産売払収入は、旧水路敷の売払いによる不動産売買収入でございます。

14ページをご覧ください。

繰入金は、財政調整基金繰入金を増額し、森林環境譲与税基金繰入金を減額するものでございます。

雑入は、児童手当交付金追加交付金でございます。

消防債は、はしご車購入事業債及び指令センター広域化改良事業債の減額でございます。

災害復旧債は、教育施設災害復旧債の補正でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○藤浦副委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

不動産売払収入が今回計上されておりますけれども、28万7,000円ですね。これはどこの不動産をどなたに売却するものなのか教えていただけますでしょうか。

○藤浦副委員長 酒見総務課長。

○酒見総務課長 川野辺地区の住宅を建てる際に、旧の水路敷がございましたので、それを売払いするための費用でございます。民間の方ですので、氏名は伏せさせていただきます。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。住宅建設に伴ってということですね。了解いたしました。

あと、職員人件費についてお伺いしたいんですけども、今回一般財源ということで421万2,000円が計上されておりますけれども、これは、どの部署に関わる職員採用なんでしょうか。

○藤浦副委員長 日谷総務課長。

○日谷秘書企画課長 今回職員採用というところで、非常に職員の退職が少し続いたりし

ておりまして、この夏ぐらいからほぼ毎月といいますか、というような状況で、ちょっと採用試験もやってるといような中で、全体の中でその組織のバランスを見ながら人事異動もしておりますので、全体の人件費を見た中での人件費が少し不足しているというところで今回補正を上げさせてもらってるということでございますので、配置につきましては全体のバランスを見ながらのことになりますので、予算上は1人配置ということでおります。

以上でございます。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 どの部署かというよりは、全体として増員するということですね。分かりました。

○藤浦副委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 すいません。職員増員の分につきましては、ちょっと福祉のほうで専門職ってということで介護支援専門員であったりとか、主任ケアマネ等、少し将来性を見ながらちょっと人員配置、定数見ながら採用いたしましたので、そういったところの増というところでご理解をお願いいたします。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 じゃあ、福祉関係の専門職の方の増員ということで理解してよろしいわけですね。分かりました。

続きますけれども、結構今回4,000円とか1,000円とか、そういう少額の補正がちょこちょこあると思うんですけども、ちょっとこれ全体として厳しく見過ぎなんじゃないかなと、予算のときに。もうちょっと余裕を持った予算にすれば、この1,000円の補正とか必要なくなってくるんじゃないかと思うんですけど、その点はどういうふうにお考えなんですかね。ちょっと考え方を教えていただけたらと思います。

○藤浦副委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 すいません。質問の確認をさせていただきたいんですけども、今おっしゃってるのは人件費関係ですかね。予算全体として。すいません。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 今回、例えばこの福祉課で更生医療の審査件数の増による手数料の増ということで1,000円が計上されてるわけなんですけども、いやもう全体も含めたことなんでちょっと1,000円とかでいちいち補正っていうのはちょっと煩雑過ぎるんじゃないかなと、もうちょっと余裕を持って予算編成をされてはいかがかなと思ひまして、その予算編成に対する考え方という意味でちょっとお聞きしてるんです。よろしく願いいたし

ます。

○藤浦副委員長 酒見課長。

○酒見総務課長 すいません。予算編成の考え方なんですけども、各課必要な経費を、補正ですので当初予算では想定してなかった事案が急遽起きたりで補正されるケースがほとんどやと思うんですけど、それに対して、今回うちの案件ですと、例えば樹木伐採とか、ちょっとその経費とか上げております。例えば、樹木伐採であれば13万6,000円という、6,000円単位で上げております。こちらのほうにつきましては、みどり公園っていう小吹台の公園の樹木がかなり増えておりまして、それに対して木を切る分に対してシルバー人材センターに見積り依頼したところ、細かく13万5,000円幾らということで見積りが上がってきてます。それに対しての1,000円単位で予算計上をしてるといような形になっておりまして、それを今おっしゃられるように、例えば20万円ですと、ちょっと多めにするかどうかということやと思うんですけど、入札とかそういったものをする場合であれば起工伺いとか、設計の際に枠として多めに取っておくということはあるんですけども、実際単体でそことしかもうやり取りしないというような場合であれば、余計な経費っていうのは必要最低限ということで各課上げていただいた額で上げてるといような次第でございます。

以上です。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっと具体的に言わせていただきますと、この予算書の16ページですね、17ページですかね、これ税務課なんですけど、駐車料の増で4,000円とか、あとその次のページ、19ページの身障更生医療関係事業費の1,000円とかね。こちら辺はもともとのその予算編成のときにもう少し余裕を持って見ておけば補正の必要もなかったのかなと。途中で、例えば森林、樹木伐採で13万5,000円で、その金額がシルバーさんから上がってきましたので13万5,000円ですっていう、それはもうおっしゃるとおりだと思うんですけどもね。もうちょっと予算編成の当初予算のところで余裕を見られたら、この1,000円単位の計上とかなくなってくるのかなと思ひまして、ご質問させていただいたと、そういうところでございます。

○藤浦副委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 今おっしゃったように、賦課徴収事務費、駐車場4,000円とか、これ当初例えば1万円とか、そういうふうな余裕を持った形っていうふうなお話かなと思うんですけども、この当初予算を編成するときに、例えばこの税の部分で言いますと、大阪府の徴収機構っていうのがございます。そこは泉北の府税事務所内にあるんですけど

も、それは去年でもこういうふうな予算編成する時点では駐車料金がかからなかった、それが駐車場はお客様専用となったので、我々が行くときにはその周辺の民間の駐車場を利用しなければいけないということで追加ってなってるんですけども、今おっしゃるように、少しずつ、少しずつで言うと、結構全館合わせますと膨大な金額にもなってきますので、その辺はやはり必要な部分を適正に見込んだ価格ってということで、当初のときにはさせていただいと。結果的に、足らなくなってるというような状況でございます。

以上です。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。予算編成の時期ですので、また来年度に向けてご検討をいただけたらというふうに思います。

あと、今回ちょっと結構その介護保険の特別会計繰出金が、介護保険のときにお聞きしてもいいんですけど655万円ということで、結構金額が大きくなってるかと思うんですね。これがどうしてこんな金額が大きくなってしまったのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○藤浦副委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 介護保険のほうなんですけれども、一応コロナ禍によりまして、ホームヘルプサービスとかデイサービスとか、利用を控えておられた方がサービスを再開したこととか、あと外出を控えていたことによって筋力の衰えや支援が必要な状態になった方が増えたということで、介護給付費のほうが増えまして、それに伴いまして、村負担分ということで、介護保険の特別会計繰出金ということで、このぐらいの額が計上されているということでございます。

以上です。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。コロナが5類に指定されて、皆さん日常を取り戻す中で、利用者が増えていった、同じく障害者の方ですかね、たしか増えていたと思うんですけど、それも同じような理由ということですかね。分かりました。

あと、今回指令センターの広域化改修費用負担金が減額措置になっておりますけれども、これは一体どういう事情で減額になったんでしょう。

○藤浦副委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 この指令センター広域化改修費用、また併せてはしご車の購入費用の減額なんですけれども、当初は村のほうで必要分を計上させていただいてたんですけども、9月議会でもお話しさせてもらったように、大阪南消防組合のほうの規約等が大阪

府のほうの許可も下りまして、施行どおり、1月1日付で一応施行されることに伴いまして、この借入れを、実際村が費用負担というのは必要なんですけれども、新組合の大阪南消防組合のほうで借入れ等を実施するために、一旦村からの負担というのが必要なくなったために減額するものでございます。

以上です。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 ということは、今のご説明によると、例えばもう来年以降にここの負担が、負担がなくなったのではなく、例えば来年以降に回ってくるとか、そういう理解でよろしいんですかね。

○藤浦副委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 この費用負担につきましては、この令和5年度の事業になってますので、この大阪南消防組合も1月1日から実施されて3月31日までの間に消防広域化のこの指令センターの事業も運営しますし、はしご車の購入も終わるということになってますので、その費用につきましては、支払い等につきましては、まだ今後その来年から、来年1月以降に支払い等を行いますので、実際のその借入れ、支払いとかにつきましては、来年以降にするために一旦村が費用負担をするのではなくて、大阪南消防組合のほうで全で行うということになりますんで、それが翌年以降というふうに支払いがなるということではないです。

以上です。

○藤浦副委員長 田村委員。

○田村委員 お伺いしたいのは、結局これ負担がうち減ったんか、それともそうやなくて、やっぱり後々何らかの形で負担としてうち支払わんとあかんのかと、その点をちょっとお聞きしてるんです。

○藤浦副委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 まず、令和5年度の負担額については、この金額どおりです。令和6年度以降については経常費がありますので、それはまた組合の議会運営の中で計上されていくと思います。また、その分、また村の負担は経常分については支払います。

以上です。

○藤浦副委員長 中野部長。

○中野村政戦略部長 まず、今回の負担金につきましては、本来起債で村が借りて、それを一旦、組合に負担するということになっておりましたが、そこが大阪南消防組合が独自に起債しますので、今回起債を減らして負担金も減らしてると。

ただ、その償還については今後発生しますので、それは翌年度以降の負担金の中に当然組合員として分担していくというふうになります。

○藤浦副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○藤浦副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○藤浦副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案の総務民生常任委員会所管分は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤浦副委員長 異議なしと認めます。よって、本案の総務民生常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 それでは、議案第67号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明いたします。

今回の補正は、国民健康保険法等の一部改正により、国民健康保険における産前産後期間の保険料免除制度の創設に伴い、今期定例会におきましては国民健康保険条例の改正と併せて、歳入予算の組替えをお願いするものでございます。

歳入事項別明細書によりご説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

歳入でございます。

国民健康保険料、一般被保険者、国民健康保険料において、令和5年度の出産被保険者を2人と想定し、1人当たり1万円として産前産後期間の保険料を2万円減額とし、繰入金、一般会計繰入金において、産前産後保険料繰入金として2万円増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○藤浦副委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 ごめんなさい。どういうことなんかちょっとよく分からなくて、この2万円の出たり入ったりっていうのがどういう必要性があって、ちょっとかみ砕いて教えていただけたらと思います。

○藤浦副委員長 森田課長。

○森田住民課長 今回新たに産前産後の被保険者の保険料の免除制度が創設されまして、一定見込みとして、国庫10分の10でございますので一旦申請する必要がございます、それに伴う予算の整合性を取るということで、今回保険料で2万円減額させていただいて、繰入金で2万円を増額させていただくということで、繰入金の分が国庫の分、もとは国庫の分と、府費と一般財源の繰入金になりますけれども、そういう予算の組替えをする必要がございましたので、今回補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○藤浦副委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○藤浦副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○藤浦副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤浦副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第68号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予

算（第3号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをお開きください。

歳出です。

総務費、介護認定審査会費、認定調査等費は、介護認定審査会での審査件数の増によるものです。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費は、訪問介護サービス等の利用者の増によるものです。

地域密着型サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費は、各サービスの利用者の増によるものです。

保険給付費、介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費は、介護予防サービス利用者の増によるものです。

保険給付費、その他諸費、審査支払手数料は、介護サービス利用件数の増によるものです。

保険給付費、高額介護サービス等費、高額介護サービス等費は、高額介護サービス等の対象者の増によるものです。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入です。

国庫支出金の介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金、府支出金の介護給付費府費負担金繰入金の介護給付費繰入金は、居宅介護サービス給付費や地域密着型サービス給付費などの増に伴う負担金の増で、その他一般会計繰入金は、認定調査等費の増によるものです。

繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、財源更正に伴う増です。

以上、説明とさせていただきます。

○藤浦副委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○藤浦副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○藤浦副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 68 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤浦副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 72 号千早赤阪村と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 議案第 72 号千早赤阪村と富田林との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についてご説明を申し上げます。

本議案は、別添の千早赤阪村富田林消防事務の委託に関する規約を改正する等の議案及び新旧対照表をご覧ください。

内容でございますが、第 1 条は千早赤阪村富田林消防事務の委託に関する規約の一部改正でございます。

規約第 1 条中の規定に、委託事務の範囲として除かれるものに大阪南消防組合の運用を開始するための準備行為に関するものを加えるものでございます。

次に、第 2 条は、千早赤阪村富田林市消防事務の委託に関する規約は廃止します。

続きまして、附則の内容でございますが、この規約の第 1 条は令和 6 年 1 月 1 日から施行し、第 2 条は令和 6 年 4 月 1 日から施行となります。

以上、説明とさせていただきます。

○藤浦副委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○藤浦副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○藤浦副委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 72 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤浦副委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和５年１２月総務民生常任委員会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午後２時１５分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

総務民生常任委員会

副委員長 藤 浦 稔